

大阪薬科大学受託研究取扱規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、大阪薬科大学（以下「本学」という。）が学外からの委託を受けて行う研究（以下「受託研究」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(受入れ基準)

第 2 条 受託研究は、教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、受け入れるものとする。

(研究期間)

第 3 条 受託研究の期間は、1 研究課題につき原則として3 ヶ月以上3 年以内とする。ただし、必要により5 年を限度に延長できる。

(申 請)

第 4 条 本学に研究を委託しようとする者（以下「委託者」という。）は、所定の様式による申請書を学長に提出しなければならない。

(受入れの決定)

第 5 条 学長は、前条の申請があった場合は、教育研究上の意義、本来の教育研究への支障の有無等を総合的に判断し、受託研究の受入れの可否を決定する。

2 学長は、前項の結果を委託者及び受託研究を担当する本学の教員（以下「研究担当者」という。）に通知するものとする。

(契約の締結)

第 6 条 学長は、受託研究の受入れを決定したときは、速やかに委託者との間に受託研究契約を締結するものとする。

(研究費の取扱い)

第 7 条 委託者は、受託研究に要する経費（以下「研究費」という。）を負担するものとする。

2 研究費は、受託研究を遂行する上で必要な直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び受託研究の遂行に関連して直接経費以外に必要となる経費（以下「間接経費」という。）の合計額とする。

3 間接経費は、原則として直接経費の5 %とする。

4 受託研究を中止した場合で、委託者が負担した既納の研究費の額に不用が生じたときは、不用となった額の範囲内でその全部又は一部を返還することができる。ただし、委託者からの申出により中止する場合は、原則として返還しない。

5 研究費により取得した設備等の所有権は、本学に帰属する。

6 研究費は、学校法人大阪医科薬科大学経理規則に準拠して執行する。

(知的財産権の取扱い)

第 8 条 受託研究の結果生じた発明、考案その他の知的財産に係る権利（以下「特許権等」という。）は、原則として本学に帰属する。

2 前項にかかわらず、委託者からの申し出があった場合、本学が承継した特許権等の一部又

は全部を別途締結する契約により委託者に譲渡することができる。

- 3 特許権等の取扱いは、本条に定めるもののほか、第6条の受託研究契約及び大阪薬科大学発明取扱規程に定めるところによる。

(研究成果の報告)

第9条 研究担当者は、受託研究を完了又は中止したときは、研究成果を学長に報告しなければならない。

- 2 学長は、前項の報告を受けたときは、速やかに委託者に研究成果を報告するものとする。

(研究成果の公表)

第10条 研究担当者は、原則として受託研究の成果を公表するものとする。ただし、公表の内容・時期・方法等は、必要がある場合は、委託者と協議して定めるものとする。

(適用除外)

第11条 受託研究のうち、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を受託研究又は委託者に対して適用しないことができる。

(1) 国、政府関係機関又は地方公共団体等からの受託研究

(2) その他特別な事情があると学長が認めた受託研究

(事務)

第12条 受託研究に関する事務は、臨床教育・研究支援課が行う。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、受託研究の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年9月1日から施行する。
2 この規程の施行に伴い、受託研究等に関する規程は廃止する。

(平成27年9月1日 学長承認)

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。(平成28年2月29日 学長承認)

附 則

この規程は、平成30年1月30日から施行する。(平成30年1月30日 学長承認)

年 月 日

大阪薬科大学学長 殿

【委託者】

(住 所)

(法 人 名)

(職名・氏名)

印

受 託 研 究 申 請 書

大阪薬科大学受託研究取扱規程第4条の規定により、下記のとおり研究の委託を申請します。

記

1. 研究題目：

2. 研究目的：

3. 研究内容：

4. 研究期間： 年 月 日 から 年 月 日まで

5. 希望する研究担当者：
(所属・職名・氏名)

6. 受託研究に要する経費（委託金額）： 円（間接経費、消費税含む）

7. 委託者が提供する物品：

8. その他：

以上

委託者事務連絡先

(住所)

(所属部署・職名・氏名)

(電話番号・FAX番号・電子メールアドレス)

年 月 日

(法人名)

(職名・氏名)

大阪薬科大学

学長 ○○ ○○ 印

受託研究の受入れに関する通知書

年 月 日付けで申請のあった下記受託研究について、受入れを決定したので通知します。

記

1. 研究題目：

2. 研究期間： 年 月 日 から 年 月 日まで

3. 研究費： 円（間接経費、消費税含む）

以上

年 月 日

大阪薬科大学学長 殿

【研究担当者】
(職名・氏名)

⑩

研 究 成 果 報 告 書

このたび受託研究が完了したので、大阪薬科大学受託研究取扱規程第9条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 研究題目：
2. 研究期間： 年 月 日 から 年 月 日まで
3. 研究成果の概要：別添報告書のとおり

以上

年 月 日

(法人名)

(職名・氏名)

大阪薬科大学

学長 ○○ ○○ 印

研 究 成 果 報 告 書

このたび受託研究が完了したので、下記のとおり研究成果を報告します。

記

1. 研究題目：

2. 研究期間： 年 月 日 から 年 月 日まで

3. 研究成果の概要：別添報告書のとおり

以上